

国立国会図書館

米英独仏の補正予算制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 904 (2016. 3. 23.)

はじめに

I アメリカ

- 1 予算制度の概要
- 2 補正予算

II イギリス

- 1 予算制度の概要
- 2 補正予算

III ドイツ

- 1 予算制度の概要
- 2 補正予算

IV フランス

- 1 予算制度の概要
- 2 補正予算

おわりに

- アメリカでは、財政規律の抜け穴となる緊急の補正予算の多用が問題視されてきたが、濫用を防ぐため「緊急」の定義を法律に明記する等の取組がなされている。
- イギリスでは、「歳出見直し」の制度により、補正予算も含めた歳出管理がなされている。
- ドイツでは、補正予算に関する財政規律を憲法の施行法に明記している。
- フランスでは、独立の監視機関である財政高等評議会が、補正予算法案の段階で内容を評価し、意見表明する仕組みとなっている。

国立国会図書館
調査及び立法考査局財政金融課
はぎわら まゆみ
(萩原 真由美)

第904号

はじめに

補正予算は、当初予算成立後に生じた事由に基づき予算の追加・変更を行う場合に作成される。その時々状況の変化に機動的に対応するためには、欠かすことのできない仕組みといえよう。しかし、我が国ではその実態について、財政・歳出規律の不明確さ、編成の常態化、妥当性に疑義がある項目や額の計上等、様々な課題が指摘されている¹。

我が国での検討の一助とするため、本稿ではアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスについて、各国（米独は連邦）の予算制度を概観したうえで、補正予算の制度概要、議会での審議過程等、財政規律との関連、近年の編成及び成立状況を紹介する。また、本文の要点を巻末の別表にまとめた。

I アメリカ

1 予算制度の概要

前年10月1日から9月30日までを1会計年度とする。

歳出には裁量的経費と義務的経費がある。前者は各省が所管する国防、教育、国土安全保障等の活動や政府機関運営に関するもので、原則として、毎年分野別に成立する12本の歳出予算法（Appropriations Act）によって定められる。後者は社会保障年金等、既存の法律に基づいて自動的に支出が認められるもので、毎年歳出予算法を必要としない。歳入は、予算審議の参考資料として見通しが示されるのみで、我が国の「歳入予算」のように予算の一部として議会の議決対象となっていない。

アメリカでは、予算編成権は行政府ではなく議会にある。大統領は2月の第1月曜日までに、自身が望む政策志向を反映させた次年度の予算要求として大統領予算教書を連邦議会に提出する。これを参考にしつつ、議会の上下両院は予算関連の議案を作成・審議する。

まず、両院の予算委員会が当該年度を含む最低5年間の予算の大枠を定める予算決議案を作成し、本会議は4月15日までに採択する。同決議の内容を踏まえ、年度予算の本体である歳出予算法については、歳出委員会の分野別小委員会が法案を作成・審査し、その後本会議で審議する（下院先議を慣例とするが、上院で並行して審議することもある）。9月30日までに両院で同一の法案を可決し、大統領の署名を経て法律として成立する。

2 補正予算

（1）制度概要

合衆国法典第31編第1107条により、大統領は、予算教書の提出後に制定された法律又は公共の利益のために必要と認められる場合には、不足及び追加充当のため補正予算の提案を議会に行うことができる。ただし、大統領からの提案を待たずに、議会が率先して補

¹ 田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011、pp.66-92；伊藤元重ほか「経済再生と両立する財政健全化に向けて～「骨太方針2013」・「平成26年度予算の全体像」のフォローアップを踏まえて～」(平成26年第17回経済財政諮問会議資料3-1、3-2)2014.10.21. <<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/1021/agenda.html>> 等。以下、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016年3月15日である。

正予算案を編成することもある²。回数や時期についての制限はない。

当初予算と異なり、通常は各省所管分を合わせた1本の歳出予算法³として制定される。

(2) 議会での審議過程等

補正予算法案は、当初予算法案と同様に歳出委員会の分野別小委員会を中心に準備されるが、追加資金が予算決議で規定された歳出の上限額内に収まるよう、小委員会間での調整がより重要となる。補正予算法案の取りまとめに際しては、議会内及び議会と大統領府との間で交渉しつつ、法案の範囲、追加資金額、追加資金の一部又は全部を後述の緊急支出として指定するか否か、緊急支出を他分野の支出削減によって相殺するか否か等の事項を決定する。⁴

(3) 財政規律との関連

現在導入されている法定の財政規律としては、「キャップ制」、「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則（ペイゴー原則）」等がある。キャップ制は裁量的経費を対象とし、歳出額に上限を設けるものである⁵。ペイゴー原則は義務的経費と歳入を対象とし⁶、財政赤字の拡大を招く新法を制定する場合、歳出削減や歳入確保の相殺措置により財源の確保を義務付けるものである。規律が守られない場合には、各分野一律に歳出予算が削減される。

これらの財政規律は補正予算にも適用される。財源は原則として、基金残高、想定外の歳入増、各種緊急基金、既定歳出予算権限の取消等から捻出される⁷。

ただし、当初予算、補正予算ともに、議会及び大統領によって緊急支出（「緊急的要求」⁸、「海外有事行動／テロリズムに対する地球規模の戦闘」⁹、「災害対策資金」¹⁰）として指定された支出は上記規律の統制外に置かれており、補正予算の予算項目の多くはこれらの指定を受けているのが実態である。なお、濫用を防ぐため、2011年予算管理法により、「緊

² Congressional Budget Office, *Supplemental Appropriations in the 1990s*, 2001, p.2. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/27xx/doc2768/entirereport.pdf>>

³ 補正予算法の名称は必ずしも「Supplemental Appropriations Act（補正歳出予算法）」といった一般的なものとは限らず、災害復旧や戦費調達といった補正予算の目的を類推させる名称も多い。

⁴ Allen Schick, *The Federal Budget: Politics, Policy, Process*, 3rd ed., Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2007, pp.256-258.

⁵ 根拠法である2011年予算管理法（Budget Control Act of 2011, P.L.112-25. 後述の緊急支出の指定に関連する条文を含む）の解説及び条文の邦訳については、次の文献を参照のこと。岩澤聡「アメリカの2011年予算管理法」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.11-31. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111086_po_02630003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁶ 補正予算を含む歳出予算法は、基本的に裁量的経費を対象としペイゴー原則の適用外である。しかし、義務的経費又は歳入に関する規定も含むことがあり、その場合は同原則の適用対象となる（2 U.S.C. §932(4)(c)）。

⁷ Irene S. Rubin, *The Politics of Public Budgeting: Getting and Spending, Borrowing and Balancing*, 7th ed., Los Angeles: SAGE/CQ Press, 2014, p.217.

⁸ 裁量的経費（2 U.S.C. §901(b)(2)(A)(i)）と義務的経費（2 U.S.C. §933(g)）の両方が対象となる。補正予算で中心となる裁量的経費については、法定上限額以上の支出（上限なし）が許され相殺義務もない。

⁹ 裁量的経費を対象とし、法定上限額以上の支出（上限なし）が許され相殺義務もない（2 U.S.C. §901(b)(2)(A)(ii)）。近年の例としては、イラク・アフガニスタン等での海外軍事作戦関連経費に使用されている。

¹⁰ 裁量的経費を対象とする。通常の法定上限額以上の支出が許され相殺義務もないが、過去10年間に災害救援のために割り当てられた資金額を基に別途上限額が算出・設定される。また、対象となる「災害救援」は、災害対策の基本となるスタフォード法により定義された「大規模災害」（42 U.S.C. §5122(2)）に対して行われる活動に限られる（2 U.S.C. §901(b)(2)(D)）。スタフォード法の解説及び条文の邦訳については、次の文献を参照のこと。井樋三枝子「アメリカの連邦における災害対策法制」『外国の立法』No.251, 2012.3, pp.4-64. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487058_po_02510003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

急」の定義¹¹を含む一部指定要件の法定化や上限額設定等の取組がなされている。

(4) 近年の編成及び成立状況

G.W.ブッシュ（George W. Bush）政権下では、2001年の同時多発テロ事件に端を発するイラク・アフガニスタンでの軍事費は主に緊急の補正予算で賄われており、議会で十分に審議されることもなく巨額の財政赤字の要因となっていた。2009年にオバマ（Barack Obama）政権に移行してからは、軍事費を事前に予測可能なものとして徐々に当初予算に吸収するよう努めており、補正予算の編成は縮小傾向にある（表1）。

表1 アメリカの補正予算（2006～2015年度）

大統領	年度	当初予算 見積額① (百万ドル)	補正予算				
			回数 (注1)	主な目的	純増減額② (百万ドル) (注1)	補正率 ②/①	法案提出から 成立までの期間 (注2)
ブッシュ	2006	2,547,549	4	軍事費、災害対策、インフルエンザ対策等	93,633	3.7%	約1週間、約1か月 約3か月、約4か月
	2007	2,739,352	1	軍事費、災害対策	120,009	4.4%	約2週間半
	2008	2,941,121	2	軍事費、災害対策	138,667	4.7%	1年以上(2回)
	2009 (注3)	3,025,590	2	軍事費、国際援助、インフルエンザ対策等	191,006	6.3%	約1か月半(2回)
オバマ	2010	3,424,805	3	軍事費、国際援助、国境警備等	55,989	1.6%	約1週間、約2週間、 約4か月
	2011	複数の暫定予算が成立したのみ					
	2012	3,684,991	0	—	—	—	—
	2013	3,667,076	1	災害対策	50,507	1.4%	約1か月
	2014	3,796,061	1	軍事費	225	0.006%	約10か月
	2015	3,969,069	0	—	—	—	—

(注1) 回数及び純増減額は出典の Congressional Budget Office の資料に基づいたが、他の法律を補正歳出予算 (Supplemental Appropriations) に含めている場合がある (例: CONGRESS.GOV. ウェブサイト <<https://www.congress.gov/resources/display/content/Appropriations+for+Fiscal+Year+2013#AppropriationsforFiscalYear2013-supplementalappropriations>>; Bruce R. Lindsay and Justin Murray, “Supplemental Appropriations for Disaster Assistance: Summary Data and Analysis,” *CRS Report*, R43665, 2014.10.1 等災害関係の CRS Report)。

(注2) 単独の法案でなく、他の法案の一部に補正歳出予算法案を組み入れている場合 (修正案として出されることが多い) は、当該修正案の提出等が確認できてから成立するまでの期間で計算した。

(注3) 2009年度は、このほか景気刺激策として American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (P.L.111-5) により 379042 百万ドル (見積額) の歳出権限が追加されている (Congressional Budget Office, “Estimated Macroeconomic Impacts of the American Recovery and Reinvestment Act of 2009,” 2009.3.2, Table 2)。

(出典) 各年度の大統領予算教書 (Office of Management and Budget, “Budget of the U.S. Government,” Historical Tables, Table 5-2); Congressional Budget Office, “CBO Data on Supplemental Appropriations Budget Authority: 2000-Present,” 2014.8.14; CONGRESS.GOV.ウェブサイトを基に筆者作成。

II イギリス

1 予算制度の概要

4月1日から翌年3月31日までを1会計年度とする。

我が国の一般会計にほぼ相当する統合国庫基金¹²の歳出には、議定費と既定費がある。

¹¹ 2 U.S.C. §900(c)(20)-(21)

¹² このほかイギリスの予算の中心を成すものとして、我が国の財政投融资及び国債整理基金特別会計にほぼ相

前者は議会の議決を得て毎年度の歳出予算法に基づき支出される経費で、後者は法律により恒久的に支出を授權された経費であって、例えば王室費や EU 分担金の支払がある。歳入見積は、米国と同様に、予算として議会での議決対象とはならない。

予算編成権は内閣にある。政府は、公的部門全体（中央政府、地方政府、公的企業等）の向こう 3～4 年間の複数年度予算を含めた財政計画を定める「歳出見直し（Spending Review: SR）」を 2～3 年ごとに策定する。各年度の議定費当初予算案は SR の内容を踏まえて当初歳出見積（Main Estimates）として編成され、通常、年度開始後の 4～5 月に下院に提出される。そのため、当初予算は新会計年度が始まる 4 月までに成立せず、暫定予算が組まれるのが通例である。

下院では、各省庁別特別委員会で所管の歳出見積を審査した後、本会議での審議に移る。本会議での歳出予算審議日は 1 会期（約 1 年）で 3 日用意されており、通常は当初予算に 1 日、補正及び暫定予算に 2 日割り当てられる。各省庁別特別委員会の報告書を基に連絡委員会（構成員は特別委員会の委員長）が選択した一部の省庁の歳出見積が議題となるが、一般的には個別の歳出額というよりも省庁の政策について討論される。選択された歳出見積が承認された後、その他の歳出見積は形式的に一括承認される。その同日、承認された歳出見積に法的効力を付与するため、当初予算の場合は歳出予算（当初予算）法案（Supply and Appropriation (Main Estimates) Bill）が提出され、通常は 7 月に法律として成立する。

なお、選挙による選出を経ていない貴族から成る上院では、歳出予算法案は実質審議されず、下院送付案を形式的に可決するのみである。

2 補正予算

（1）制度概要

2011 年度以降、政府が補正歳出見積（Supplementary Estimates）を提出できる機会は、基本的に年に 1 度（1～2 月）とされている¹³。緊急時においては、財務省の許可のもと、緊急基金¹⁴を使用して議会の議決を得ることなく資金を前払いすること等も可能だが、総額が大きい場合や内容に疑義をもたれる可能性がある場合は、あらかじめ議会の議決を伴う臨時の補正歳出見積（Out-of-Turn Supplementary Estimates）を提出することができる¹⁵。

補正歳出見積の提出要件について法令上の規定はないが、運用上、当初予算成立後に予算の増額、減額又は再配分等修正の必要が生じた場合に提出される。また、複数年度予算における未使用額の次年度繰越手続¹⁶や緊急基金から前払いした資金の同基金への返済といった予算調整的な役割も有している。

当する国家貸付基金が存在するが、毎年度の議会の議決を必要としない。

¹³ 2010 年度までは、補正歳出見積を提出できる機会が年 3 回（夏（5～6 月）、冬（11 月）、春（1～2 月））設けられていた。しかし、ブラウン（Gordon Brown）政権下で検討されていた制度改革が実施された影響により、2011 年度以降は年度後半の 1 回（春）のみに集約された。

¹⁴ Contingencies Fund. 前年度議定費の 2% を上限として使用可能である。後ほど補正予算等により、前払分を緊急基金に返済しなければならず、その際に議会の承認が必要となる。

¹⁵ H.M. Treasury, *Supply Estimates: a guidance manual*, 2011.7, p.70. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/220744/estimates_manual_july2011.pdf>

¹⁶ Budget Exchange と呼ばれる制度により、省庁は省庁別歳出限度額（DEL. 後に詳述）の規模に応じて一定割合の未使用額を次年度の当初予算に繰越すことができる。その場合、あらかじめ補正歳出見積に減額計上しなければならない（House of Commons Scrutiny Unit, *Financial scrutiny uncovered*, 2nd ed., 2012.9, p.11. <<http://www.parliament.uk/documents/commons/Scrutiny/Financial-Scrutiny-Book-2012-FINAL-VERSION.pdf>>）。

通常の補正歳出見積は、審議の後、歳出予算（予測及び調整）法（Supply and Appropriation (Anticipation and Adjustments) Act）¹⁷によって法的歳出権限を付与される（3月）。

（２）議会での審議過程等

通常の補正歳出見積は、当初歳出見積と同様の審議過程を経る。下院議事規則¹⁸では、補正歳出見積は、本会議での審議の遅くとも14日前までに下院に提出されなければならない旨が規定されている。また、政府は正式な補正歳出見積に先駆けてその校正刷りを省庁別特別委員会に提出するよう可能な限り努めており、その場合、同委員会は審査可能な期間として、通常は約2～4週間を確保することができる¹⁹。

臨時の補正歳出見積の場合はやや異なり、通常の歳出見積に関する規則の枠外で、別途審議日や歳出予算法案等が必要となる²⁰。

（３）財政規律との関連

公的部門全体の歳出総額（Total Managed Expenditure: TME）は、法定規則ではないが、前述の「歳出見直し（SR）」により複数年度にわたって定められている。さらに、この歳出総額は裁量性の観点から2種類に分類される。1つは省庁別歳出限度額（Departmental Expenditure Limits: DEL）と呼ばれ、省庁の裁量によって統制可能な一部の政策経費や管理費等であり、SRで省庁ごとの歳出上限額が複数年度にわたり固定されている。もう1つは各年度管理歳出（Annually Managed Expenditure: AME）と呼ばれ、外的要因によって規模が変化する社会保障費や利払費等であって、従来はSRの対象外で毎年度査定されてきた。しかし、2010年度以降、主要なAMEはSRの対象に含まれるようになり、複数年度にわたる歳出管理がなされている。

補正歳出見積もこの予算統制下にある²¹。財源は原則として、各省庁の前年度余剰金や未配付留保額²²、既定経費の減額分²³、財務省が管理する予備的資金²⁴等から捻出され、補正歳出見積が議会に提出される前に特定されていなければならない。

（４）近年の編成及び成立状況

特筆すべき追加支出の例としてはイラク・アフガニスタン等における軍事費²⁵や2008年

¹⁷ 同法は、当該年度補正予算の歳出権限付与のほか、次年度暫定予算の歳出権限付与、前年度の予算超過報告の事後承認等に関する条項も含む。

¹⁸ Standing Orders of the House of Commons No.55

¹⁹ H.M. Treasury, *Central Government Supply Estimates 2015-16: Main Supply Estimates*, HC 215, 2015.7, p.14. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/441343/PU_1815_Main_Estimates_book_v3.pdf>

²⁰ H.M. Treasury, *Central Government Supply Estimates 2008-09: Out of Turn Supplementary Estimates*, HC 1061, 2008.10, p.5. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/205117/Out_of_turn_supplementary_estimates_08-09.pdf>

²¹ H.M. Treasury, *op.cit.*(15), p.54.

²² Departmental Unallocated Provision. DELを所管のプログラム内でどのように割り振るかは各省庁の裁量に任されているが、年度開始時にDEL全額を割り振らず、不測の事態に備えて一部留保している額のことである。

²³ 省庁間の資金の移替も含む。

²⁴ 戦争、災害、経済危機、新サービス導入等の例外的事態においては、当該資金から各省庁のDELを補填できる。

²⁵ Gavin Berman, *The cost of international military operations*, House of Commons Library, SN/SG/3139, 2012.7. 5. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03139/SN03139.pdf>>

度の大規模な経済対策費²⁶が挙げられるが、予算規模及び議会での審議期間を中心に近年の状況を表2にまとめた。前述のとおり、2011年度以降は制度改正により、補正歳出見積の提出機会は基本的に年度後半の1度のみとなっている。また、臨時の補正歳出見積については、過去10年間において実際に提出されているのは2008年度のみである。

表2 イギリスの補正予算（統合国库基金・議定費）（2005～2014年度）

首相	年度	当初歳出見積額① (百万ポンド) (注1)	補正歳出見積			
			回数(注2)	純増減額② (百万ポンド) (注1)	補正率 ②/①	見積提出から歳出法 成立までの期間
ブレア	2005	352,557	2(冬/春)	12,315	3.5%	約1か月、1か月半
	2006	373,181	2(冬/春)	15,487	4.1%	約1か月(2回)
ブラウン	2007	393,991	2(冬/春)	15,099	3.8%	約1か月(2回)
	2008	424,787	4(夏/臨時/冬/春)	91,662	21.6%	数日、約1か月(3回)
	2009	486,035	2(冬/春)	32,111	6.6%	約1か月(2回)
キャメロン	2010	474,966	2(冬/春)	13,899	2.9%	約1か月(2回)
	2011	449,970	1(春)	7,343	1.6%	約1か月
	2012	458,181	1(春)	-2,232	-0.5%	約2か月
	2013	454,253	1(春)	-819	-0.2%	約1か月
	2014	470,617	1(春)	10,565	2.2%	約1か月半

(注1) 減価償却費等を含まない純現金要求額(Total Net Cash Requirement)の金額を使用した。

(注2) 2011年度以降は、補正歳出見積の提出可能な機会の変更のほか、歳出見積書に計上される計数の範囲にも変更が生じている。

(出典) 各年度の歳出見積書(Supply Estimates)；議会ウェブサイト<<http://www.parliament.uk/>>を基に筆者作成。

III ドイツ

1 予算制度の概要

暦年の1月1日から12月31日までを1会計年度とする。

予算(Haushaltsplan)は毎年度の予算法(Haushaltsgesetz)によって定められ、歳入歳出の双方が議決対象となり、これらの総額は均衡していなければならない。我が国の一般会計・特別会計に相当する区分はない。

予算編成権は内閣にある。内閣は前年の3月頃に予算の骨子(Eckwertebeschluss)を閣議決定し、歳入見通しを踏まえた各分野の歳出上限額等がトップダウンで定められる。これに基づき政府予算案が編成され、8月頃に現年度を含む5年間の中期財政計画(参考資料としての位置付け)とともに、予算法案及び予算案が連邦議会(下院に相当)と連邦参議院(上院に相当)に同時に提出される。

連邦参議院は、6週間以内に第一審議で予算法案に対する提案や意見を表明する。これは、連邦政府が必要に応じて作成する答弁書とともに、連邦議会に送付される。連邦議会では、本会議の第一読会での一般討論を経て予算委員会に付託され、詳細に審査される。予算委員会の報告に基づき第二読会で各省庁別予算が審議され、第三読会で採決される。

²⁶ この時期の経済対策については、次の文献等を参照のこと。H.M. Treasury, *Pre-Budget Report 2008: Facing global challenges: Supporting people through difficult times*, Cm 7484, 2008.11. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/238690/7484.pdf>

この連邦議会での結果を踏まえて連邦参議院での第二審議が行われ、採決される。両院で意見が一致しない場合には、連邦参議院は両院協議会の開催を求め、異議を提出できるが、連邦議会によって異議が却下されればそのまま成立する。

2 補正予算

(1) 制度概要

補正予算法 (Nachtragshaushaltsgesetz) 及び補正予算 (Nachtragshaushalt) の案は、連邦基本法 (憲法に相当) 上は予算法及び予算を修正するものとして扱われる²⁷。連邦予算規則では、補正予算法及び補正予算には当初予算における一般的及び手続上の各種規定が準用される旨が規定されている²⁸。提出要件や回数についての規定はないが、運用上は、当初予算成立後に、公債の追加発行のため当初予算で定められた信用調達 (起債等) の限度額を増額する必要がある場合や、追加の支出・債務負担行為について予定超過支出・予定外支出の制度²⁹で処理しきれない場合等に内閣が提出する³⁰。

(2) 議会での審議過程等

補正予算法案及び補正予算案は、当該会計年度末までに提出されなければならない旨が連邦予算規則で規定されており³¹、実態としては10月末までには議会に提出されている。

このほか、審議時間を短縮するための規定がある。当初予算では連邦参議院が第一審議で意見を表明するまで6週間の猶予があるが、補正予算の場合は3週間以内とされている³²。連邦議会においては、本会議の第一読会を経ることなく予算委員会に直接付託し、また本会議では1度の読会のみで最終決定を行うことができる³³。さらに、極めて緊急の場合においては、手続上の期限を最低限度短縮することができる³⁴。

(3) 財政規律との関連

連邦基本法等の関連法規³⁵では、予算は原則として起債によることなく収支を均衡させなければならないとしている³⁶。ただし、景気変動によらない構造的要素としての起債は、名目GDPの0.35%を限度として許容される³⁷。

²⁷ Art. 110 Abs. 3 Grundgesetz (GG)

²⁸ §33 S.1 Bundeshaushaltsordnung (BHO)

²⁹ 予見不可能かつ不可避の必要性がある場合に限り、連邦財務大臣の同意のもと、議会での議決を得ることなく予定超過支出及び予定外支出が許される (Art. 112 GG)。ただし、その財源は主として同一の個別予算 (同省庁内の予算) における他の支出の節約によって賄われる等の条件がある (§37 BHO)。

³⁰ Bundesministerium der Finanzen, *Das System der öffentlichen Haushalte*, 2015.8, p.39. <http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Bundeshaushalt/Haushaltsrecht_und_Haushalts_systematik/das-system-der-oeffentlichen-haushalte-anl.pdf?__blob=publicationFile&v=3>

³¹ §33 S.2 BHO

³² Art. 110 Abs. 3 GG

³³ §95 Abs.1 S.6 Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages このほか、同条第2項及び第4項に、補正予算の審議時間を短縮するための詳細規定がある。

³⁴ Bundesministerium der Finanzen, *op.cit.*(30), p.40.

³⁵ 関連法規の解説及び条文の邦訳については、次の文献を参照のこと。渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.77-94. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111090_po_02630007.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

³⁶ Art. 109 Abs. 3 S.1, 115 Abs. 2 S.1 GG; §2 Abs. 1 S.1 Gesetz zur Ausführung von Artikel 115 des Grundgesetzes (G115)

³⁷ Art. 109 Abs. 3 S.4, 115 Abs. 2 S.2 GG; §2 Abs. 1 S.2 G 115 経過措置により2015年度まではこの基準を超過す

補正予算においては、連邦基本法の施行法の規定により、この名目 GDP の 0.35% という構造的要素による起債の上限額は、税收見積の 3% に相当する額まで増額することができる。その一方で、あくまでも当初予見できなかった額に対応するためのものとして位置付けられており、給付水準の引上げ等支出の増加又は収入の減少をもたらすような新たな措置を計上してはならないという制約も設けられている。³⁸

(4) 近年の編成及び成立状況

補正予算は、通常は予想外の突発的な必要性等が生じた場合にのみ編成され、例外的な位置付けである（表 3）。

表 3 ドイツの補正予算（2006～2015 年度）

首相	年度	当初予算額① (百万ユーロ)	補正予算				
			回数	主な目的	純増減額② (百万ユーロ)	補正率 ②/①	法案提出から 成立までの期間
メルケル	2006	261,600	0	—	—	—	—
	2007	270,500	1	少子化対策	1,770	0.7%	約2か月
	2008	283,200	0	—	—	—	—
	2009	290,000	2	経済対策	13,307	4.6%	約1か月、約2か月
	2010	319,500	0	—	—	—	—
	2011	305,800	0	—	—	—	—
	2012	306,200	2	ユーロ危機、少子化対策等	5,400	1.8%	約2か月、約5か月
	2013	302,000	1	災害対策	8,000	2.6%	約1か月
	2014	296,500	0	—	—	—	—
	2015	299,100	2	投資拡大、難民受入、 エネルギー・気候関連	7,800	2.6%	約2か月(2回)

(出典) 連邦法令公報 (Bundesgesetzblatt)；連邦議会ウェブサイト <<http://www.bundestag.de/>> を基に筆者作成。

IV フランス

1 予算制度の概要

暦年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までを 1 会計年度とする。

予算は毎年度の予算法 (loi de finances) で定められる。歳入歳出予算に加えて税制改正規定も同一の法案で議決対象となる点が特徴である。予算の構成としては、我が国の一般会計に相当する一般予算のほか、特別会計に相当する付属予算及び特別勘定がある。なお、社会保障関係費は通常の年次予算法に含まれず、社会保障財政法 (loi de financement de la sécurité sociale) により別途年度ごとに定められる。

予算編成権は内閣にある。次年度当初予算案の準備は前年 2 月頃に開始され、6 月末には歳出総額等を定める 3 か年計画に基づき、首相から各大臣に概算要求基準が送付される。政府内で取りまとめられた予算法案は閣議決定後、10 月の第 1 火曜日までに付属文書とと

ることが認められており、2016 年度以降完全適用される (Art. 143d Abs. 1 S.5, 7 GG)。また、財政収支均衡原則 (起債制限) のその他の例外として、景気変動に応じた起債額の増減や自然災害又は緊急非常事態における公債発行等がある (Art. 109 Abs. 3 S.2, 115 Abs. 2 S.3, 6 GG; §2 Abs. 2, §6 G 115)。

³⁸ §8 G 115; 渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革 (連邦と州の財政関係) (2) —財政赤字削減のための法整備—」『外国の立法』No.246, 2010.12, p.91. <<http://dl.ndl.go.jp/view/preparedownload?itemId=info%3Andljp%2Fid%2F3050576&contentNo=1>>

もに予算先議権のある下院に送付され、採決の後、上院での審議に移る。

両院においては、それぞれ関連常任委員会の関与のもと財務委員会を中心に審査された後、本会議での審議・採決が行われる。両院の議決が一致しない場合は両院協議会や再審議が行われるが、最終的に合意が得られない場合は下院の議決が優先される。また、予算法案は、提出後 70 日以内に議会が最終的な議決を行わない場合は政府法案の規定が有効となり、大統領令によりそのまま執行することができる。

2 補正予算

(1) 制度概要

予算組織法³⁹第 1 条及び第 35 条により、補正予算 (collectif budgétaire) は補正予算法 (loi de finances rectificative)⁴⁰として定められ、歳入歳出等に関する当初予算法の規定を年度途中に変更することができる。また、緊急時に前払政令 (décret d'avance)⁴¹により予算の修正があった場合には、補正予算法で事後的に承認することが規定されている。

補正予算も内閣にのみ法案提出権があり、提出要件や回数についての規定はないが、実態としては目的及び成立時期の観点から 2 種類に分類される。

1 つは伝統的慣習として年度末に毎年成立するもの (collectif de fin d'année) で、予算執行状況等を踏まえた調整 (歳出予算額の調整や新規経費の計上及び既定経費の取消) を主な目的とし、また次年度に適用される税の規定を含む。年度末補正で計上された予算は、実際には当該年度中には執行しきれず次年度に繰り越されるため、次年度当初予算の補完的側面がある。また、この繰越額を考慮に入れて当初予算における歳出予算額が過小に見積もられる場合があり、以前から問題視されている⁴²。

もう 1 つは年度途中で成立し、政権交代等による政策変更やその時々々の経済状況の変化に対応するために予算を修正するものである⁴³。

(2) 議会での審議過程等

補正予算法案の場合は、当初予算法案と比べ簡略化した審議が行われる。例えば、下院では、委員会審査は原則として財務委員会でのみ行われ、他の常任委員会が関与するのは稀である。また、審議は議決対象科目ごとに行われるわけではない。⁴⁴

年度末補正予算の場合は、通常 11 月半ば頃に下院に法案が提出されており、審議は次年度の当初予算法案と同時進行で行われ、前述のとおり内容も相互に密接に関連している。

³⁹ Loi organique n° 2001-692 du 1^{er} août 2001 relative aux lois de finances (LOLF)

⁴⁰ 逐語的に「修正予算法」と訳されることもある。

⁴¹ 緊急時にはコンセイユ・デタ (政府諮問機関かつ最高位の行政裁判所) 及び上下両院の財務委員会の意見に基づき、前払政令により追加経費を計上できる。ただし、原則として直近の予算法で定められた収支を変更してはならず (財源は既定経費の取消又は追加収入)、また累積額は歳出総額の 1%を超えてはならない。この前払政令に対しては、支払がなされた後の最初の予算法で承認が行われる (LOLF, art. 13)。

⁴² A. Lambert et D. Migaud, *Rapport au gouvernement: La mise en oeuvre de la loi organique relative aux lois de finances: Réussir la LOLF, clé d'une gestion publique responsable et efficace*, La documentation française, 2005, p. 35 <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/054000592.pdf>> 等。

⁴³ “Zoom sur la loi de finances rectificative,” Le portail des ministères économiques et financiers, 2014.6.11. <<http://www.economie.gouv.fr/projet-loi-finances-rectificative-2014>> 等。

⁴⁴ Assemblée nationale, “Fiche de synthèse n°40: L'examen parlementaire des lois de finances,” 2014.4.16. <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/l-examen-parlementaire-des-lois-de-finances>>

(3) 財政規律との関連

複数年度にわたる財政統制の手段として財政計画法 (loi de programmation des finances publiques)⁴⁵がある。同法はEUの財政協定に基づき、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金)の構造的財政赤字⁴⁶を対名目GDP比0.5%以下とする中期財政目標とその道筋等を定めている。また、3か年にわたる歳出額等を定める国の複数年度予算(2年ごとに編成)も組み込まれている。

補正予算もこの枠組みの中で編成される。当初予算法及び社会保障補正財政法(社会保障財政法の補正予算を定める)と同様に、補正予算法はその前文で構造的財政収支の目標値を示す。また、独立の監視機関である財政高等評議会(Haut Conseil des finances publiques)は、法案段階でこれらの目標値と財政計画法で定めた方針との整合性を評価し、意見を表明することになっている。⁴⁷

(4) 近年の編成及び成立状況

年度末補正予算の慣行があるため、少なくとも年に1度は補正予算が成立している。歳出予算については表4のとおりだが、歳入面では歳入見積額修正のほか、税制改正規定を含む。政権交代による政策転換とも関連する例として、2012年度の補正予算がある。サルコジ(Nicolas Sarkozy)前政権下の第一次補正予算において、雇用対策の一環として付加価値税率引上げが承認されたが、オランド(François Hollande)政権発足後の第二次補正予算で撤回され、代わりに富裕層や大企業への課税強化と歳出削減が盛り込まれた⁴⁸。

表4 フランスの補正予算(一般予算・歳出)(2006～2015年度)

大統領	年度	当初予算額① (百万ユーロ)	補正予算				
			回数	主な目的(注1)	純増減額② (百万ユーロ)	補正率 ②/①	法案提出から 成立までの期間
シラク	2006	266,078	1	(予算調整)	3,265	1.2%	約1か月半
サルコジ	2007	266,850	1	(予算調整)	0	0%	約1か月
	2008	271,284	2	経済対策	4,071	1.5%	数日、約1か月半
	2009	277,063	3	経済対策	11,258	4.1%	約1か月半(3回)
	2010	285,213	4	成長戦略等	33,637	11.8%	約2週間半、約3週間、 約1か月半(2回)
	2011	286,390	4	ユーロ危機・ 雇用対策等	1,402	0.5%	約3週間、約1か月半(2回)、 約2か月半
	2012	290,714	3	ユーロ危機・財政再建等	5,572	1.9%	約1か月半(3回)
オランド	2013	299,320	1	(予算調整)	-3,947	-1.3%	約1か月半
	2014	305,312	2	財政再建	-4,421	-1.4%	約1か月半、約2か月
	2015	296,095	1	(予算調整)	2,141	0.7%	約1か月半

(注1) 2回以上補正予算が成立している年は、慣例の年度末補正予算以外の補正予算の目的を記した。
(出典) 官報(Journal Officiel)；上院ウェブサイト <<http://www.senat.fr/>> を基に筆者作成。

⁴⁵ ただし、各年の予算法は財政計画法で定める目標値を尊重するものの、必ずしも財政計画法に拘束されるものではない(服部有希「フランスの財政ガバナンス—2012年の中期財政計画制度の改正を中心に—」『外国の立法』No.263, 2015.3, p.64. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111089_po_02630006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>。

⁴⁶ 財政赤字から、景気循環にもなって変動する要因や一時的な要因を除外したもの。

⁴⁷ Loi organique n° 2012-1403 du 17 décembre 2012 relative à la programmation et à la gouvernance des finances publiques, art. 7, 15 同法の解説及び条文の邦訳については、服部 前掲注(45)の文献を参照のこと。

⁴⁸ 服部有希「【フランス】2012年度補正予算法による付加価値税増税撤回と税制改正」『外国の立法』No.253-2, 2012.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3948087_po_02530204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

おわりに

以上、米英独仏の補正予算制度を概観したが、最後に、特に財政規律との関連で我が国において参考になると考えられる点をまとめる。

アメリカでは、財政規律の抜け穴となる緊急の補正予算が多用され、問題視されてきたが、濫用を防ぐために「緊急」の定義を法律に明記した。また、軍事費の取扱いに見られるように、厳格な査定を受けるため、事前に予測可能な支出は当初予算に計上するといった取組も行われている。イギリスでは、「歳出見直し」の制度により、補正予算も含めた歳出管理がなされている。ドイツでは、補正予算に関する財政規律を連邦基本法（憲法）の施行法に明記している。フランスでは、独立の監視機関である財政高等評議会が、補正予算法案の段階で内容を評価し、意見表明する仕組みとなっている。

我が国の予算編成については、歳出管理や査定厳格さ等の点において、以前から当初予算偏重の傾向が指摘されてきた⁴⁹。近年の成立状況（表5）を他国と比べても、補正率の高さから補正予算の規模が比較的大きいことが見てとれる。しかし、対名目GDP比200%以上という、先進諸国の中でも突出した一般政府債務残高⁵⁰を抱える我が国の財政事情に鑑みると、他国の例も参考にしつつ、補正予算もより明確に視野に入れた財政規律の在り方を検討することが有効なのではないかと考えられる。

表5 日本の補正予算（一般会計・歳出）（2006～2015年度）

首相	年度	当初予算額 (億円) ①	補正予算				
			回数	主な目的	純増減額 (億円) ②	補正率 ②/①	予算案提出から 成立までの期間
安倍	2006	796,860	1	災害対策等	37,723	4.7%	約2週間
福田	2007	829,088	1	災害対策等	8,954	1.1%	約3週間
麻生	2008	830,613	2	経済対策	58,499	7.0%	約3週間(2回)
鳩山	2009	885,480	2	経済対策	140,102	15.8%	約1週間半、約1か月
菅	2010	922,992	1	経済対策	44,292	4.8%	約1か月
野田	2011	924,116	4	災害対策	150,989	16.3%	約1週間、約1週間半、 約2週間、約1か月
安倍	2012	903,339	1	経済対策	102,027	11.3%	約1か月
	2013	926,115	1	経済対策	54,654	5.9%	2週間
	2014	958,823	1	経済対策	31,180	3.3%	約1週間
	2015(注1)	963,420	1	少子化・介護・ TPP関連等	33,213	3.4%	約2週間半

(注1) 2015年度については、年度途中の2016年3月15日現在の状況である。

(出典) 各年度の財務省『予算及び財政投融资計画の説明』及び同『補正予算等の説明』；各国会回次の「議案の一覧」衆議院ウェブサイト <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm> を基に筆者作成。

⁴⁹ 田中 前掲注(1)等。なお、2015（平成27）年度第一次補正予算においては、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」（平成25年8月8日閣議了解）の当面の課題である2015年度の基礎的財政収支赤字半減目標を堅持し、財政健全化にも一定の配慮を示したとされる（「平成27年度補正予算について」財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/sy271218/hosei271218c.pdf>）。その一方で、予算の無駄を洗い出す「行政事業レビュー」で指摘された改善事項が、2016（平成28）年度当初予算案では反映されたものの、同時期に編成された当該補正予算では見直されなかったという問題も報じられている（「行政レビュー「少子化対策の全額補助削減」補正予算反映されず」『東京新聞』2016.1.20.）。

⁵⁰ “Annex Table 32. General government gross financial liabilities,” OECD, *OECD Economic Outlook*, Volume 2015 Issue 2, 2015.11, p.276.

別表 米英独仏の補正予算制度

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本 (参考)
会計年度	○前年 10 月～9 月	○4 月～翌年 3 月	○1 月～12 月	○1 月～12 月	○4 月～翌年 3 月
予算編成権	○議会	○内閣	○内閣	○内閣	○内閣
予算形式	<p>○ (当初) 裁量的経費を中心に、通常、分野別の 12 本の「歳出予算法」として成立。</p> <p>○ (補正) 裁量的経費を中心に、通常、分野を統合した 1 本の「歳出予算法」として成立。</p> <p>○義務的経費、歳入見積は毎年度の議決対象外。</p>	<p>○ (当初) 統合国庫基金の議定費は「歳出予算 (当初予算) 法」として成立。</p> <p>○ (補正) 同議定費について、「歳出予算 (予測及び調整) 法」として成立。</p> <p>○統合国庫基金の既定費、国家貸付基金、歳入見積等は毎年度の議決対象外。</p>	<p>○ (当初) 「予算法」として成立。</p> <p>○ (補正) 「補正予算法」として成立。</p> <p>○歳入歳出とも議決対象。</p>	<p>○ (当初) 「予算法」として成立。</p> <p>○ (補正) 「補正予算法」として成立。</p> <p>○歳入歳出予算のほか、税制改正規定も同一の予算法で定められる。</p>	<p>○ (当初・補正) 法律とは異なる議決形式である「予算」として成立。</p> <p>○歳入歳出とも議決対象。</p>
補正予算の制度概要	<p>○大統領は、予算教書の提出後に制定された法律又は公共の利益のために必要と認められる場合には、不足及び追加充当のため補正予算の提案を議会に行うことができる (合衆国法典第 31 編第 1107 条)。ただし、議会が率先して補正予算案を編成する場合もある。</p> <p>○回数や時期についての法的規定はない。</p>	<p>○運用上、当初予算成立後に予算の増額、減額又は再配分等修正の必要が生じた場合、財務大臣は議会に補正歳入見積を提出する。また、定期の予算調整的役割も有する。</p> <p>○運用上、補正歳入見積の提出機会は、2011 年度以降は原則年に 1 度 (1～2 月) である。ただし、緊急時は臨時で提出できる。</p>	<p>○運用上、公債の追加発行のため信用調達上限額を増額する場合、追加の支出・債務負担行為について予定超過支出・予定外支出の制度で処理しきれない場合等に、内閣が提出する。</p> <p>○提出要件や回数についての法的規定はない。</p>	<p>○補正予算法により、歳入歳出等に関する当初予算法の規定を年度途中に変更できる (予算組織法第 35 条)。法案は内閣が提出する。</p> <p>○提出要件や回数についての法的規定はないが、慣例として、主に予算調整目的で毎年度末に成立する。このほか、政策変更や経済状況に対応するため、年度途中に成立する場合がある。</p>	<p>○法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足が生ずる場合や、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出が必要な場合等に、内閣は、予算作成の手續に準じて補正予算を作成し、国会に提出できる (「財政法」(昭和 22 年法律第 34 号) 第 29 条)。</p> <p>○回数や時期についての法的規定はない。</p>

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本（参考）																																																																																										
財政規律との関連	<p>○（原則）法定規則としては、裁量的経費の上限を設けるキャップ制や、義務的経費及び歳入に関して、財政赤字の拡大を伴う新法の制定について財源確保を義務付けるペイゴー原則等がある。規律が守られない場合は、各分野一律に歳出予算が強制削減される。</p> <p>○（補正）上記規則は補正予算にも適用される。しかし、実態としては、これらの適用除外となる緊急支出に指定されていることが多い。</p>	<p>○（原則）法定規則ではないが、3～4年ごとに作成される「歳出見直し」により、複数年度にわたり上限額設定等の歳出管理がなされている。</p> <p>○（補正）上記「歳出見直し」による予算統制を受ける。また、財源は事前に特定されていないなければならない。</p>	<p>○（原則）基本法（憲法）の規定により、予算は起債によらず収支を均衡させなければならない。ただし、名目GDPの0.35%までは、構造的要素による起債として許容される。</p> <p>○（補正）基本法の施行法により、上記の起債上限額を税収見積の3%まで増額可能。ただし、給付水準の引上げ等支出の増加又は収入の減少をもたらす新たな措置は計上できない。</p>	<p>○（原則）財政計画法により、一般政府の構造的財政赤字が対名目GDP比0.5%以下となる中期目標と、その道筋が定められる。同法は、国の3か年にわたる複数年度予算も含む。</p> <p>○（補正）上記枠組みが適用され、補正予算の前文で構造的財政収支の目標値を示す。また、独立の財政高等評議会が法案段階で意見を表明する。</p>	<p>○（原則）法的拘束力はないが、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す（「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解））。</p> <p>○（補正）上記は実績値での目標のため、補正予算も対象となる。</p>																																																																																										
近年の補正予算の状況	<p>○成立状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>1</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>1</td> <td>0.006%</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○議会での審議期間 1～2週間から1年近く要する場合もある。</p> <p>○特徴 災害対策、軍事費が中心。特に軍事目的の補正予算は縮小傾向にある。</p>	年度	回数	補正率	2011	—	—	2012	0	—	2013	1	1.4%	2014	1	0.006%	2015	0	—	<p>○成立状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010</td> <td>2</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td>1</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>1</td> <td>-0.5%</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>1</td> <td>-0.2%</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>1</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○議会での審議期間 通常は約1～2か月。</p> <p>○特徴 議会への補正歳出見積の提出機会は定期で定められている。制度上は臨時の補正歳出見積の提出も可能だが、実例は少ない。</p>	年度	回数	補正率	2010	2	2.9%	2011	1	1.6%	2012	1	-0.5%	2013	1	-0.2%	2014	1	2.2%	<p>○成立状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>2</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>1</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>2</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○議会での審議期間 通常は約1～2か月。</p> <p>○特徴 基本的に、災害対策、難民受入等、突発的な必要性等が生じた場合に編成される。</p>	年度	回数	補正率	2011	0	—	2012	2	1.8%	2013	1	2.6%	2014	0	—	2015	2	2.6%	<p>○成立状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>4</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>3</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>1</td> <td>-1.3%</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>2</td> <td>-1.4%</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○議会での審議期間 年度末補正は約1か月半。年度途中は数週間～約2か月半。</p> <p>○特徴 税制改正や予算調整のほか、経済対策関連、財政再建等が近年の目的である。</p>	年度	回数	補正率	2011	4	0.5%	2012	3	1.9%	2013	1	-1.3%	2014	2	-1.4%	2015	1	0.7%	<p>○成立状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>4</td> <td>16.3%</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>1</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>1</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>1</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>1</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2015年度は2016年3月15日現在の状況。</p> <p>○議会での審議期間 約1週間～約1か月。</p> <p>○特徴 経済対策、災害対策を主な目的とすることが多い。他国に比べ補正率が高い。</p>	年度	回数	補正率	2011	4	16.3%	2012	1	11.3%	2013	1	5.9%	2014	1	3.3%	2015	1	3.4%
年度	回数	補正率																																																																																													
2011	—	—																																																																																													
2012	0	—																																																																																													
2013	1	1.4%																																																																																													
2014	1	0.006%																																																																																													
2015	0	—																																																																																													
年度	回数	補正率																																																																																													
2010	2	2.9%																																																																																													
2011	1	1.6%																																																																																													
2012	1	-0.5%																																																																																													
2013	1	-0.2%																																																																																													
2014	1	2.2%																																																																																													
年度	回数	補正率																																																																																													
2011	0	—																																																																																													
2012	2	1.8%																																																																																													
2013	1	2.6%																																																																																													
2014	0	—																																																																																													
2015	2	2.6%																																																																																													
年度	回数	補正率																																																																																													
2011	4	0.5%																																																																																													
2012	3	1.9%																																																																																													
2013	1	-1.3%																																																																																													
2014	2	-1.4%																																																																																													
2015	1	0.7%																																																																																													
年度	回数	補正率																																																																																													
2011	4	16.3%																																																																																													
2012	1	11.3%																																																																																													
2013	1	5.9%																																																																																													
2014	1	3.3%																																																																																													
2015	1	3.4%																																																																																													

（出典）筆者作成。